

# NEXCO東日本

## 耐震補強設計のポイント

2019（平成31）年2月

あなたに、ベスト・ウェイ。

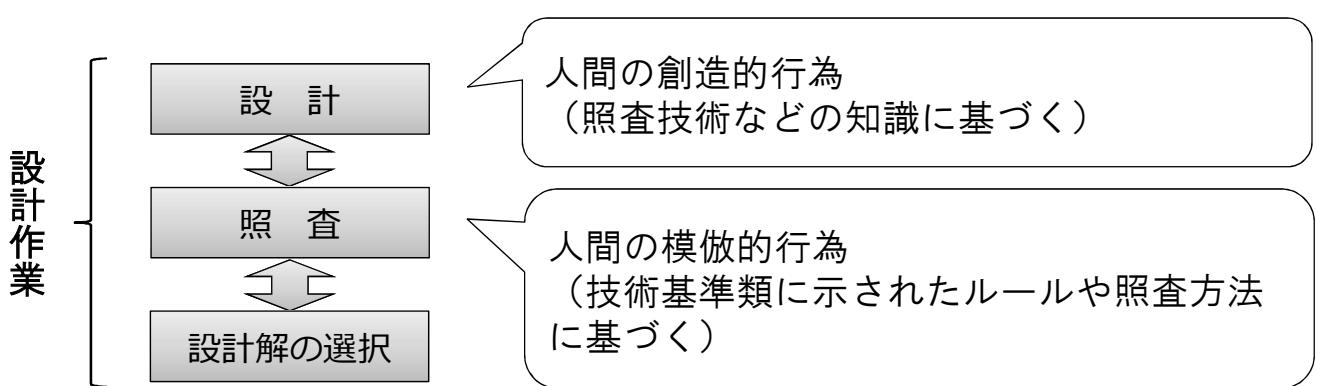


### 目次



✓ 設計とは	・ ・ ・ P1
✓ 耐震補強設計とは	・ ・ ・ P2
✓ 新設橋の設計で目標とする耐震性能	・ ・ ・ P3
✓ 既設橋の耐震補強設計で目標とする耐震性能	・ ・ ・ P4
✓ NEXCO東の耐震補強で当面の目標とする耐震性能	・ ・ P8
✓ 耐震補強の対象	・ ・ ・ P9
✓ 耐震補強設計のポイント	・ ・ ・ P11

近年の性能照査型設計体系において. . .



**設計**：構造物の形式や形状を具現化する行為。

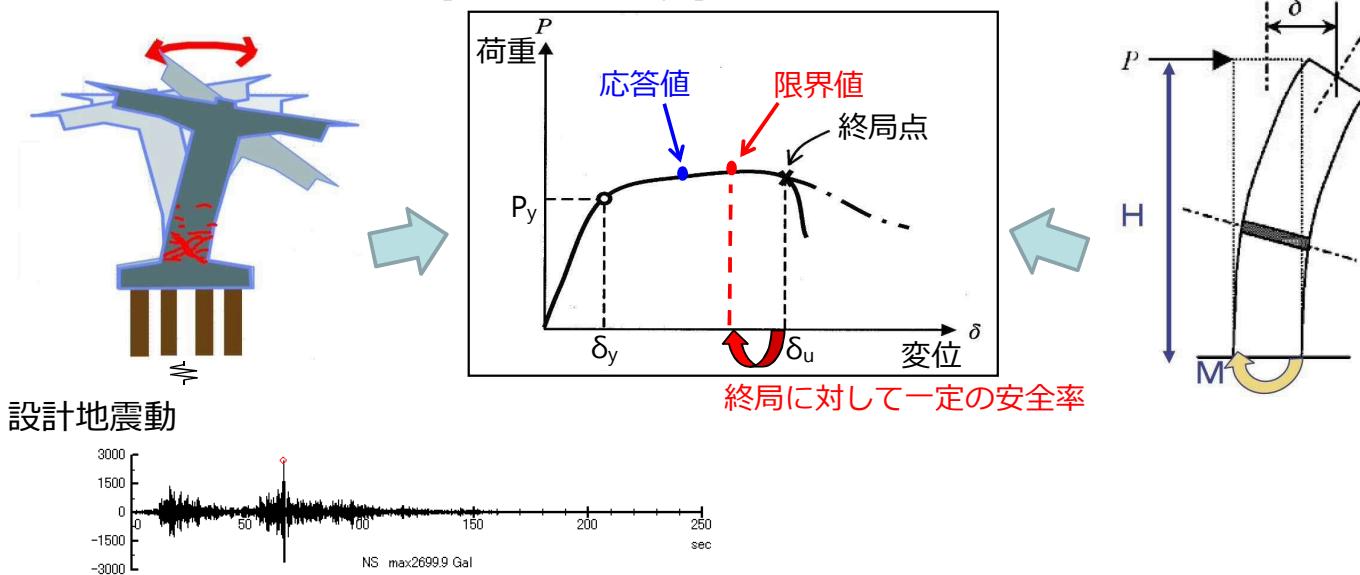
**照査**：ディテールが決まった後の構造物に対する作用に対して応答値と許容値を比較して設計の妥当性を示す。



## すなわち、耐震補強設計とは



【曲げの照査の例】



# 新設橋の設計で目標とする耐震性能

P3  
NEXCO

表1. 平成14年道示および平成24年道示V 耐震設計の観点

橋の耐震性能	耐震設計上の <b>安全性</b>	耐震設計上の <b>供用性</b>	耐震設計上の <b>修復性</b>	
			短期的 <b>修復性</b>	長期的 <b>修復性</b>
<b>耐震性能1</b> ： 地震によって橋としての健全性を損なわない性能	落橋に対する安全性を確保する	地震前と同じ橋としての機能を確保する	機能回復のための修復を必要としない	軽微な修復でよい
<b>耐震性能2</b> ： 地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る性能	落橋に対する安全性を確保する	地震後橋としての機能を速やかに回復できる	機能回復のための復旧が応急復旧で対応できる	比較的容易に恒久復旧を行うことが可能である
<b>耐震性能3</b> ： 地震による損傷が橋として致命的とならない性能	落橋に対する安全性を確保する	—	—	—

# 既設橋の耐震補強設計で目標とする耐震性能①

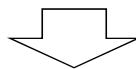
P4  
NEXCO

表2.耐震補強において目標とする橋の耐震性能のレベルの例とこれらに対する耐震性能の観点  
【H24.12.18 国土交通省道路局事務連絡】

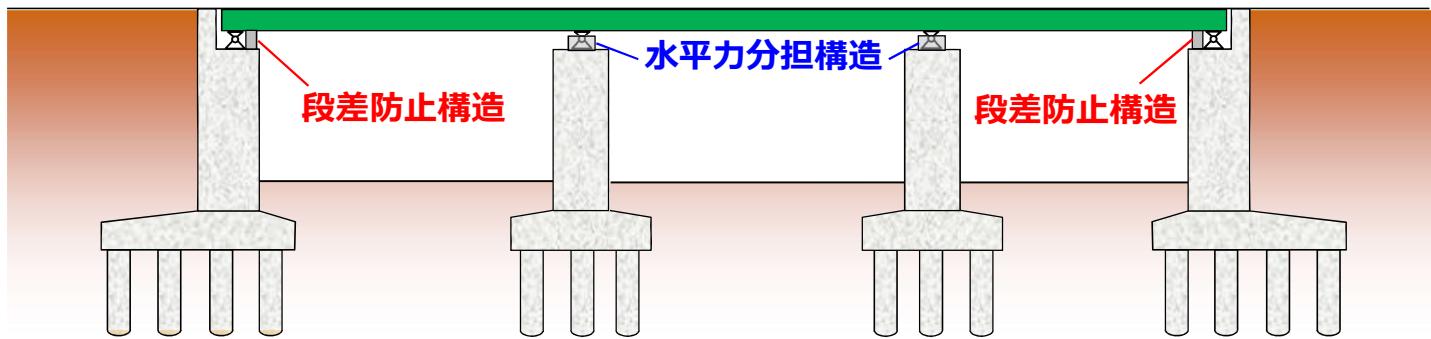
橋の耐震性能	耐震設計上の <b>安全性</b>	耐震設計上の <b>供用性</b>	耐震設計上の <b>修復性</b>	
			短期的 <b>修復性</b>	長期的 <b>修復性</b>
レベル2地震動による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能回復が速やかに行い得る状態が確保されるとみなせる耐震性能レベル		H14・H24道示Vの耐震性能2の観点と同じ		
レベル2地震動により損傷が生じる部位があり、その恒久復旧は容易ではないが、橋としての機能の回復は速やかに行い得る状態が確保されるとみなせる耐震性能レベル	本日の説明会では仮に、「 <b>耐震性能2(a)</b> 」と呼称 落橋に対する安全性を確保する	地震後、橋としての機能を速やかに回復できる	機能回復のための修復が応急復旧で対応できる	恒久復旧を行うことは可能である
レベル2地震動に対して落橋等の甚大な被害が防止されるとみなせる耐震性能レベル		H14・H24道示Vの耐震性能3の観点と同じ		

## 既設橋の耐震性能2(a)の例

- 例えば、既設支承部を活かしつつレベル2地震動に対する水平力分担構造や段差防止構造を追加設置する対策。



- レベル1地震動を超える地震動が作用すると既設の支承が機能を失う可能性があるため、新設橋の「耐震性能2」と比較して恒久復旧の容易さという点で異なるが、短期的修復性の観点では同等の性能レベルと考えられる。



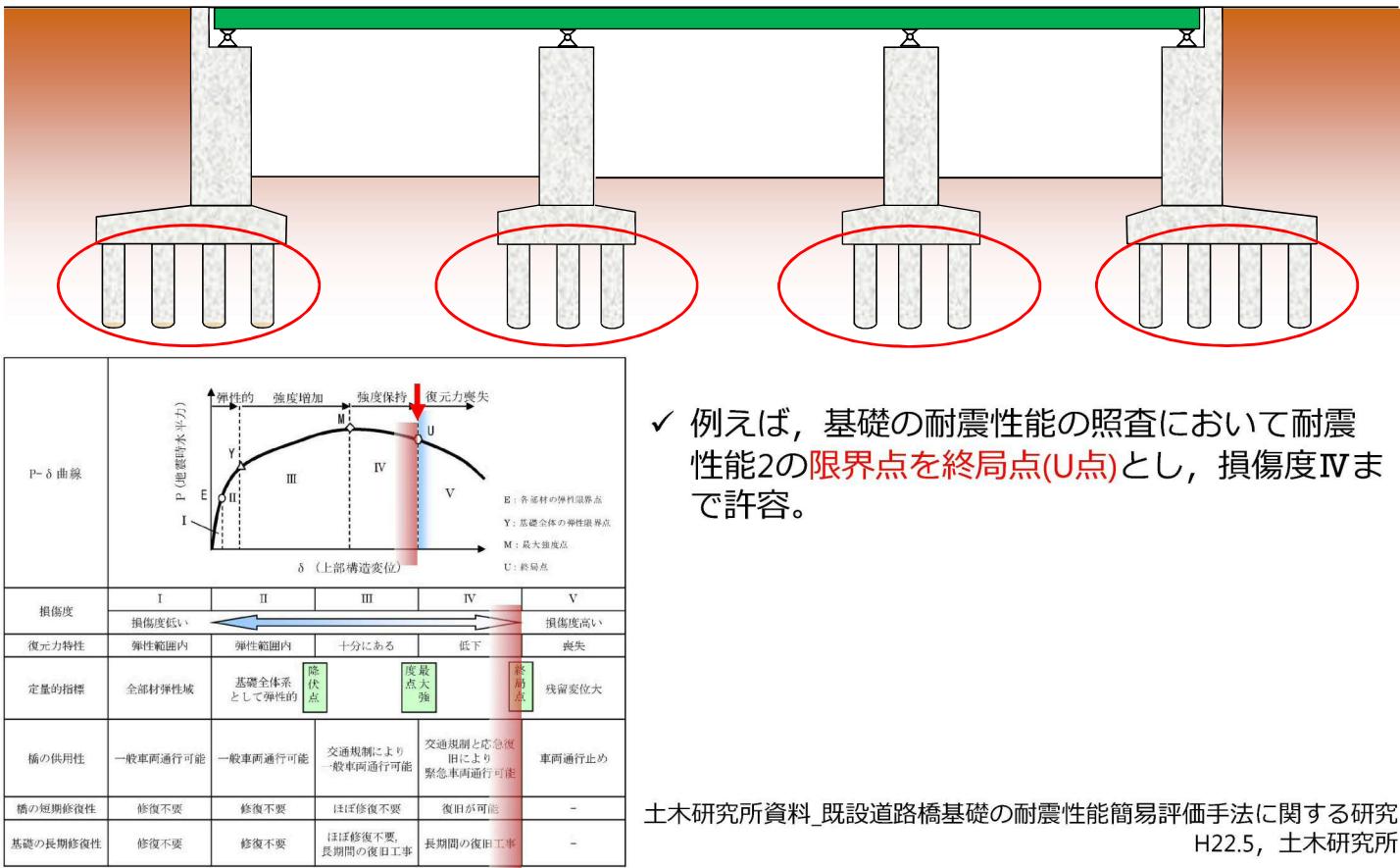
## 既設橋の耐震補強設計で目標とする耐震性能② P6

表3. 既設道路橋において求める橋の性能とその観点【H27.6.25 国土交通省道路局事務連絡】

橋の耐震性能	既設道路橋において求める観点			備考
	橋の安全性	橋の供用性	橋の修復性	
耐震性能1	落橋に対する安全性を確保する	地震前と同じ橋としての機能を確保する	左記の橋の機能回復措置が基本的に不要	各部材の限界状態の選択によっては、橋の機能回復のために修復が必要になることもある。
本日の説明会では仮に、「耐震性能2(b)」と呼称	落橋に対する安全性を確保する	少なくとも、避難路や救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資の輸送路としての機能を確保する	左記の橋の機能回復措置を速やかに行うことができる	各部材の限界状態の選択によっては、橋の機能回復にあたって、通行の制限や別途荷重を受け直すなどの措置が必要なことや、部材の恒久復旧は容易でないこともある。
耐震性能3	落橋に対する安全性を確保する	-	-	-

# 既設橋の耐震性能2(b)の例

P7  
NEXCO



## NEXCO東の耐震補強で当面の目標とする耐震性能

NEXCO  
P8

### ✓ 耐震性能2 :

地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能回復が速やかに行い得る性能。平成14年道示で定義され、平成24年道示でも踏襲されている。（既設橋の耐震性能2(a)および(b)」を含み、「従前の耐震性能2」は含まない。）

### ✓ (既設橋の)耐震性能2(a) :

【国土交通省道路局事務連絡（平成24年12月18日）】に示される「耐震補強において目標とする橋の耐震性能のレベルの例とこれらに対する耐震性能の観点」における耐震性能2に相当する性能。

### ✓ (既設橋の)耐震性能2(b) :

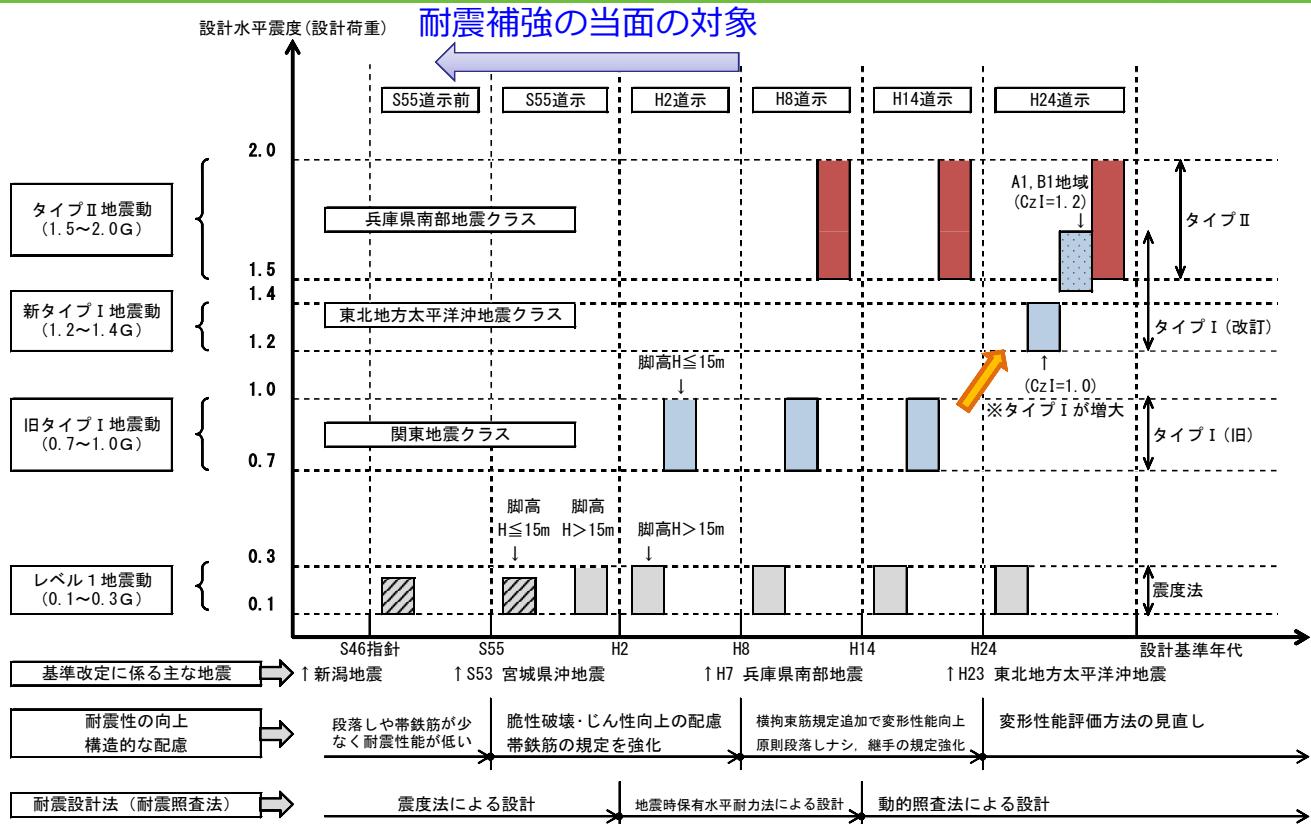
【国土交通省道路局事務連絡（平成27年6月25日）】に示される「既設道路橋において求める橋の耐震性能とその観点」における耐震性能2に相当する性能。

### ✓ 従前の耐震性能2 :

兵庫県南部地震以降、復旧仕様、平成8年道示または平成14年道示により橋脚補強を行い、加えて桁かかり長を確保している橋が保有する性能。

## 耐震補強の対象①

P9  
NEXCO



## 耐震補強の対象②

P10  
NEXCO

表4. 現状の耐震性能と耐震補強の位置づけ

区分	現状の性能	対策の位置づけ	備 考
ロッキング橋脚を有する橋	「従前の耐震性能2」が確保できていない	耐震性の向上	全橋対策中
その他の形式の橋	「従前の耐震性能2」を確保済み	緊急輸送路の確保 (支承逸脱防止) 追加対策 (可動橋脚の補強など)	主に「S55～H7の基準」で建設された橋 主に「S54以前の基準」で建設された橋

# 耐震補強設計のポイント

P11  
NEXCO

応答値・限界値の算定、要求性能など基本は、最新の道路橋示方書に基づく...

応答値  
(Demand)

<  
照査

限界値  
(Capacity)

作用として地震時荷重を考慮

耐震設計の要求性能を満足する限界値

- ① 設計地震動は最新の道路橋示方書V編に基づく（現状はH24道示。今後見直しがなされれば再考。）
- ② 応答値の算定は、橋全体系での動的解析により把握した上で、対策方法の検討を実施し各橋梁ごとに必要な対策を実施。ただし、可動橋脚の追加対策などの場合には静的照査法も適用できる。

- ① 当面の目標とする耐震性能は「既設橋の耐震性能2(b)」以上
- ② 既設RC橋脚の限界値の算定はH14道示
- ③ RC巻立補強・鋼板巻立補強の限界値の算定は道路協会参考資料H9.8（緑本）
- ④ 炭素繊維巻立補強の限界値の算定は設計要領第二集橋梁保全編H29.7

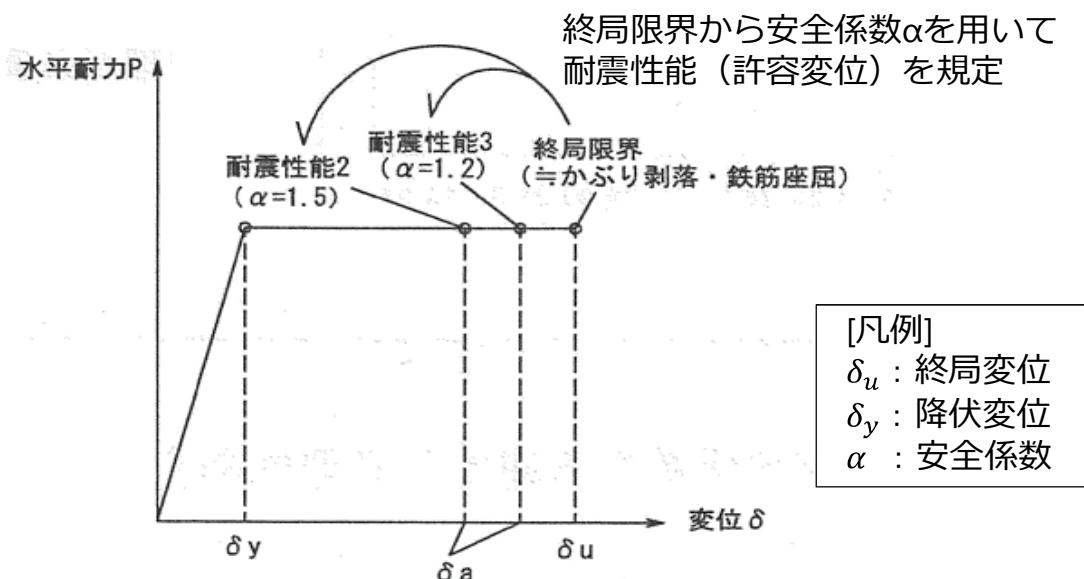
## 【想定される対策メニュー】

- ① 下部工補強（河川部・鉄道交差部等で仮設が大規模となる場合には段階施工を考慮( $\alpha=1.0$ )
- ② 支承部のレベル2地震動への対応（高さの高い支承は交換、それ以外は支承改良等で対応）
- ③ 落橋防止システムの整備（H24道示の省略規定が適用できる条件の場合には省略可）
- ④ 鋼上部工の補強（特殊橋梁や高さの高い支承を有する鋼桁橋の支点部の座屈対策）

## ①下部工補強方針（RC橋脚の照査）

P12  
NEXCO

### ■ レベル2地震動に対する応答変位が許容変位に収まるように対策を実施

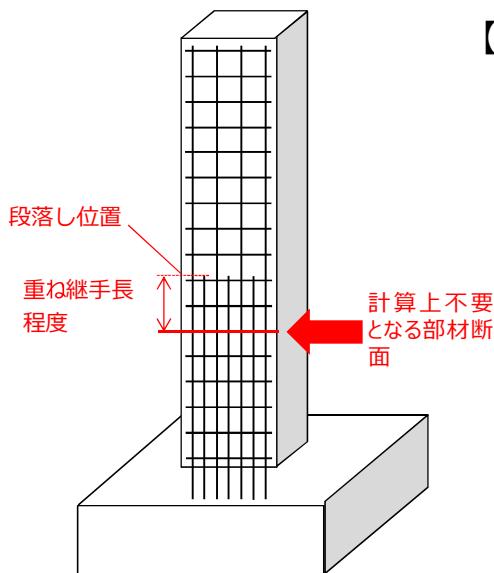


$$\delta_a \text{ (許容変位)} = \delta_y + \frac{\delta_u - \delta_y}{\alpha}$$

# ①下部工補強方針（段落し部の照査）

P13  
NEXCO

- 段落し部での破壊が生じないよう必要に応じて補強



【破壊判定】

$$\frac{M_{ty0}/h_t}{M_{By0}/h_{By}} \begin{cases} \geq 1.2: \text{ 軀体下端先行型} \\ < 1.2: \text{ 軀体段落し部先行型} \end{cases}$$

ここに、 $M_{ty0}$ : 軀体段落し断面における初降伏曲げモーメント

$M_{By0}$ : 軀体下端断面における初降伏モーメント

$h_t$ : 軀体段落し断面から上部構造の慣性力の作用位置までの高さ

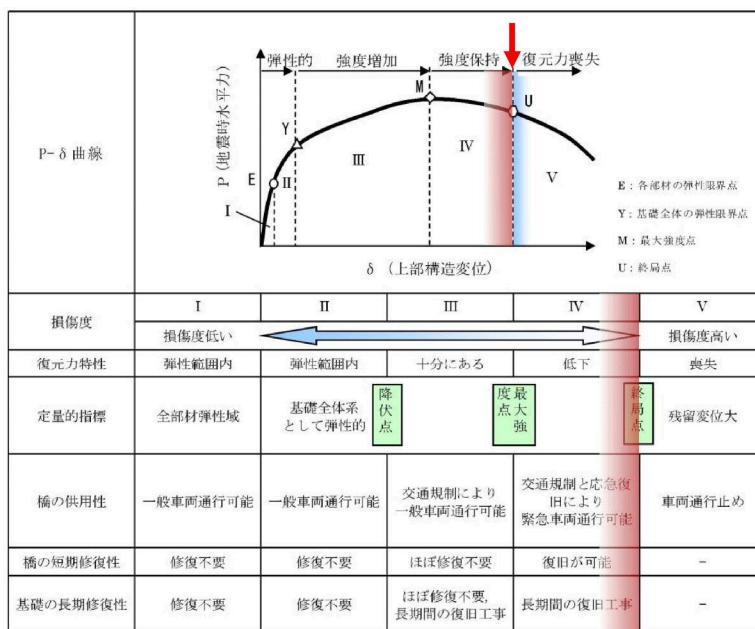
$h_{By}$ : 軀体下端断面から上部構造の慣性力の作用位置までの高さ

NEXCO  
東日本

# ①下部工補強方針（基礎の照査）

P14  
NEXCO

- 橋全体系を考慮し、免震技術等を用いて基礎の補強を可能な限り回避。
- 基礎の耐震性能の照査では、耐震性能2の限界点は終局点(U点)とし、損傷度IVまで許容。



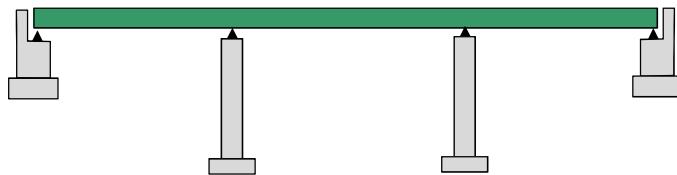
土木研究所資料\_既設道路橋基礎の耐震性能簡易評価手法に関する研究 H22.5, 土木研究所

NEXCO  
東日本

## ②支承部の対策方針

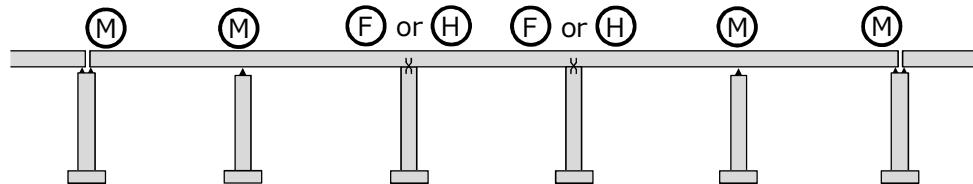
P15  
NEXCO

- 高さの高い支承部 (コンクリートラーメン橋を除く)  
⇒ ゴム支承への取替え を基本  
(既設橋の状況次第では機能分離支承や鋼製支承も可)



- 高さの低い支承部  
⇒ 落橋防止システムを整備 (道示Vの省略条件を適用しない)。ただし、大規模地震時に設計で想定した支承条件が保持できるような対策を別途行う。

【中空床版橋など】

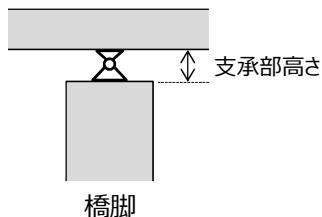


NEXCO  
東日本

## ②支承部の対策方針

P16  
NEXCO

### 【高さの高い支承の対策】



- ✓ 支承部高さの高い橋は、部材の破損・脱落、桁の逸脱等により、路面に大きな段差を生じる可能性がある。
- ✓ 基本的に、支承形式により判定。
- ✓ 積層型ゴム支承（免震支承等）は支承部高さが高い支承の対象から除外。

支承部高さが <b>高い</b> 支承形式の例		
支承部高さが <b>低い</b> 支承形式の例		

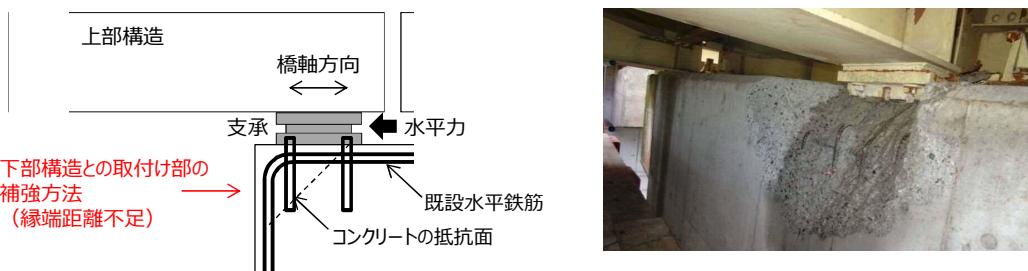
NEXCO  
東日本

## ②支承部の対策方針

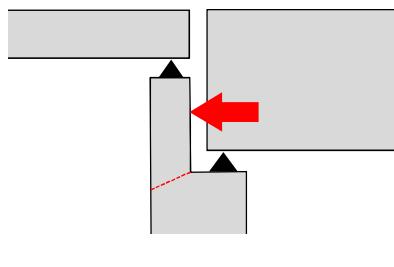
P17  
NEXCO

- 支承アンカ一部の照査を行い、支承縁端において必要な強度を確保する。

【掛け違い部の例】



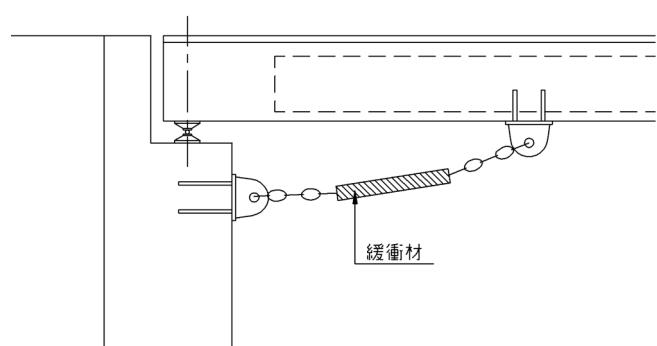
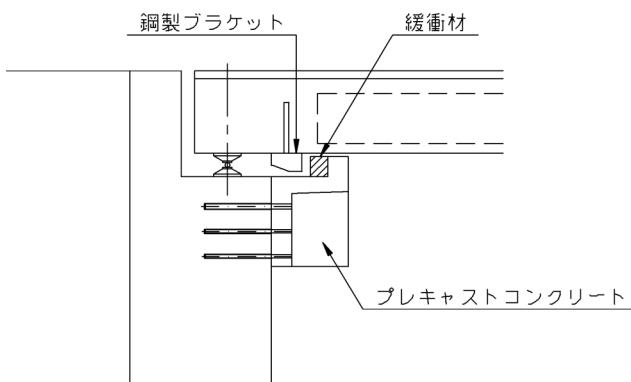
- 桁高が異なる掛け違い橋脚は、桁高が高い方の桁がパラペットに衝突することによる損傷を防止する対策を行う。



## ③落橋防止システムの整備方針

P18  
NEXCO

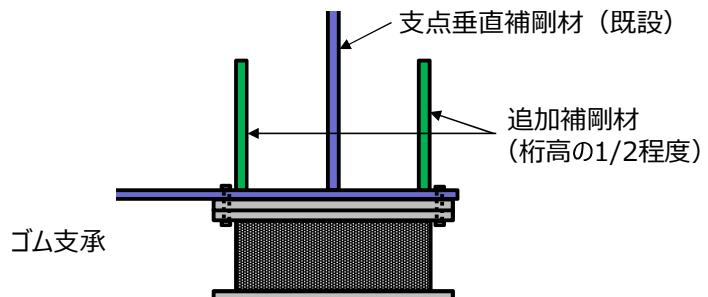
- 落橋防止システムは、橋梁形式によらず必要な対策を実施。
- レベル2地震動に抵抗できる支承部とした場合、H24道示V16.1(3)(4)の落橋防止構造及び横変位拘束構造の設置を省略できる条件を満足する場合は、設置を省略できる。
- 支承部の取替えおよび水平力分担構造や落橋防止構造などの追加部材を取付ける場合、取付け部及び橋脚等の取付けられる側が先に破壊しないよう照査し、必要に応じて補強。



## ④鋼上部工の補強方針

P19  
NEXCO

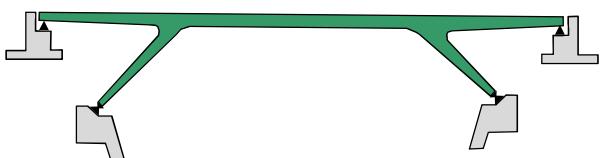
- 鋼橋の特殊橋梁および高さの高い支承を有する鋼桁橋は、**支点部における鋼部材の座屈対策**を行う。



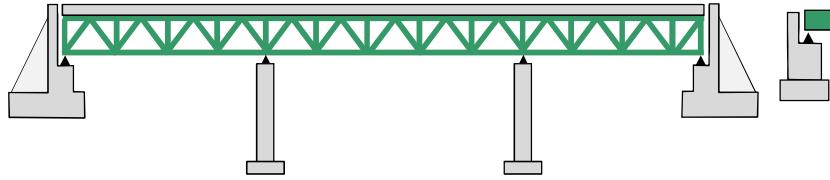
【鋼アーチ橋】



【鋼方支柱ラーメン橋】



【鋼トラス橋】



【高さの高い支承を有する鋼桁橋】

